

# 行政監査報告書

平成 15 年 6 月

兵庫 県 監 査 委 員



兵監委報第9号

平成15年6月10日

兵庫県知事 井戸敏三様

兵庫県監査委員

印

橋本俊作 印

門康彦 印

難波功 印

行政監査の結果について

地方自治法第199条第9項の規定により、平成14年11月から15年5月までの間に実施した「公益法人等に対する指導監督等について」の監査の結果を別添のとおり提出します。



- 目 次 -

第1	監査の対象	
1	テーマ	1
2	テーマ選定理由	1
3	監査対象事務	1
4	監査着眼点	2
5	監査実施期間	2
第2	監査対象法人の概要	
1	県が所管する公益法人の概要	3
(1)	公益法人の設立目的	3
(2)	公益法人の規模	4
(3)	公益法人に対する指導監督体制	5
2	県が出資等する公益法人等の概要	6
(1)	法人の基本財産の状況	6
(2)	法人への県の出資等比率	6
(3)	法人の役員数	7
(4)	法人の職員数	7
(5)	法人への県職員等の派遣等の状況	8
第3	監査の結果及び意見	
1	県が所管する公益法人に対する指導監督事務	10
(1)	民法、県規則等による指導監督事務	10
(2)	指導監督基準等による指導監督事務	14
2	県が出資等する公益法人等に対する指導監督事務	18
(1)	主務課の指導監督事務	18
(2)	法人の内部統制等	19
3	意見	24
(1)	県が所管する公益法人に対する指導監督事務	24
(2)	県が出資等する公益法人等に対する指導監督事務	24
	参考資料	26



## 第1 監査の対象

### 1 テーマ

公益法人等に対する指導監督等について

### 2 テーマ選定理由

公益法人は、不特定多数の者の利益の実現を目的とするもので、我が国の経済社会のみならず、県内における福祉の増進に重要な役割を担っていることから、今後ともその活動の適切な発展を図っていくため、所管官庁による適正な指導監督が求められている。

また、地方公共団体が出資、出えんする公益法人等において、経理面の不正事件が発生し、法人内部のチェック体制が問われるとともに、損害賠償問題にまで発展するなど、公益法人等に対する指導監督と内部統制の在り方が問題となっている。

このため本県においても、公益法人につき国において閣議決定等された「公益法人の設立許可及び指導監督基準」等に基づいて、県の指導監督等の事務が適切に行われているかを監査することにより、公益法人の適正な運営と発展に資するとともに、特に、県が出資、出えんする公益法人等に対しては、内部統制等について監査し、もって法人のより一層の厳正な運営に資することを目的として、「公益法人等に対する指導監督等について」をテーマに選定した。

### 3 監査対象事務

#### (1) 県が所管する公益法人に対する指導監督事務

監査対象：所管課

(企画管理部文書課、教育委員会事務局総務課、警察本部警務部警務課)

指導対象公益法人数：616公益法人

#### (2) 県が出資等する公益法人等に対する指導監督事務(内部統制等)

監査対象：本庁30課室(以下「主務課」という。)

指導対象県出資法人数：30法人(参考資料5参照)

(616公益法人中25法人及び兵庫県住宅供給公社等5法人)

## 4 監査着眼点

### (1) 県が所管する公益法人に対する指導監督事務

- ・ 指導監督事務の執行体制は整備されているか。
- ・ 所管公益法人の現況、実態を正確に把握しているか。
- ・ 法令等に基づく届出、報告等に係る事務は適切に行われているか。
- ・ 指導監督事務は適切に行われているか。
- ・ 立入検査は適切に行われているか。
- ・ 休眠法人の把握及び指導は適切に行われているか。

### (2) 県が出資等する公益法人等に対する指導監督事務

- ・ 指導監督事務は、適切かつ効果的に行われているか。
- ・ 内部統制は有効に機能しているか。
- ・ 運営に対する県の関与は、効果的に行われているか。

## 5 監査実施期間

平成14年11月から平成15年 5月



## 第2 監査対象法人の概要

### 1 県が所管する公益法人の概要

公益法人とは、民法第34条の規定に基づき設立許可された法人をいい、株式会社のように営利を目的とするものではなく積極的に慈善・学術等の公益に関する事業を行うことにより、不特定多数の者の利益の実現を目的とする法人である。

公益法人は、一定の目的を持つ人の集まりに法人格が与えられた社団法人と、一定の目的のために拠出された財産の集まりに法人格が与えられた財団法人との2つの類型に分けられる。

現在、全国で活動している公益法人の数は、平成13年10月1日現在、26,183法人であり、うち本県の公益法人数は613法人（全国第6位）である。

なお、知事所管と教育委員会所管の共管となっている法人が3法人あることから、実法人数としては613法人であるが、指導対象法人数としては616法人となっている。

（注）以下、本報告書の数値は特に表示した場合を除き、平成13年10月1日現在で各法人から提出された「公益法人個別調査票」に基づいている。

#### (1) 公益法人の設立目的

公益法人は、定款又は寄附行為においてその設立目的を定め、それを達成するために様々な事業を行っている。この公益法人の設立目的を「生活一般」、「教育・学術」、「政治・行政」、「産業」の4分類に区分したものが、表1である。

設立目的別にみると、社団法人では保健・医療・福祉・援護等の「生活一般」を目的とするものが158法人（構成比63.7%）と最も多く、次いで農林水産・通商産業・建設等の「産業」を目的とするものが55法人（22.2%）となっている。

また、財団法人では「生活一般」が195法人（53.0%）と最も多く、次いで教育・育英・奨学・文化・芸術等の「教育・学術」を目的とする183法人（49.7%）となっている。

全体では「生活一般」が353法人（57.3%）と最も多い。

表1〔設立目的別の状況〕

（平成13年10月1日現在）

区 分	社団法人		財団法人		計	
	法人数	構成比(%)	法人数	構成比(%)	法人数	構成比(%)
生活一般	158	63.7	(13)195	53.0	(13)353	57.3
教育・学術	42	16.9	(5)183	49.7	(5)225	36.5
政治・行政	(1) 34	13.7	(4) 43	11.7	(5) 77	12.5
産 業	(3) 55	22.2	(11) 48	13.0	(14)103	16.7
計	(4)289	-	(33)469	-	(37)758	-

（注）1 複数の目的を持つ法人があるため、公益法人数の合計とは一致しない。

2 構成比は、指導対象法人数に対する百分率で記載した。

3 県が出資等する公益法人のうち、参考資料5に記載の法人を（ ）内書きした。

## (2) 公益法人の規模

社団法人は、社員と呼ばれる構成員がおり、事業活動を遂行するための社員等からの会費収入や財産の運用収入等があることとされている。

本県の社団法人の社員数を規模別にみると表2のとおりであり、社員数99以下の法人が98法人（構成比39.5%）と最も多く、次いで社員数100以上499以下の法人が79法人（31.9%）となっており、5,000以上の社員がいる法人も10法人（4.0%）あるが、これは主として同窓会等の団体である。

財団法人は、一定の目的のために拠出された基本財産があり、この基本財産からの財産運用収入により運営が賄われることが望ましいが、表3のとおり、本県の財団法人では、基本財産が1億円以上10億円未満の法人が189法人（51.4%）と最も多く、基本財産が10億円以上の法人が38法人（10.3%）ある反面、基本財産が500万円未満の法人も20法人（5.4%）ある。

基本財産の運用益で活動するという財団法人の本来の性格からすると、少額の基本財産での財団の設立を認めることは本来の趣旨を損なうため、現在では県は法人の設立時に基本財産が原則として現金で1億円以上あることを指導しているが、基本財産が少額な財団法人があるのは、設立当初には十分な基本財産の額であったのが、その後、基本財産の積み増しが行われず年月が経過したこと等が考えられる。

表2〔社団法人の規模別状況〕（平成13年10月1日現在）

区 分	1～99 社員	100～499 社員	500～999 社員	1,000～ 4,999社員	5,000 社員以上	計
知 事 所 管	(2) 86	(1) 66	37	15	4	(3) 208
教育委員会所管	12	13	4	5	6	40
合 法 人 数	(2) 98	(1) 79	41	20	10	(3) 248
計 構成比(%)	39.5	31.9	16.5	8.1	4.0	100.0

(注) 1 知事所管には警察本部所管分を含む。

2 県が出資等する公益法人のうち、参考資料5に記載の法人を( )内書きした。

表3〔財団法人の基本財産の規模別状況〕（平成13年10月1日現在）

区 分	500万円 未満	500万円以上 1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円 以上	計
知 事 所 管	12	4	(2) 54	(3) 24	(11) 109	(5) 18	(21) 221
教育委員会所管	8	3	25	11	(1) 80	20	(1) 147
合 法 人 数	20	7	(2) 79	(3) 35	(12) 189	(5) 38	(22) 368
計 構成比(%)	5.4	1.9	21.5	9.5	51.4	10.3	100.0

(注) 1 知事所管には警察本部所管分を含む。

2 県が出資等する公益法人のうち、参考資料5に記載の法人を( )内書きした。

### (3) 公益法人に対する指導監督体制

公益法人の設立許可及び指導監督等は国の権限であるが、「公益法人に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令」(平成4年政令第161号)の規定により、法人の目的とする事業の範囲が1都道府県内に限られる場合においては、都道府県知事若しくは都道府県教育委員会が公益法人の設立許可及び指導監督等を行うこととなっている。

本県における公益法人に対する指導監督は、知事所管法人については企画管理部文書課、教育委員会所管法人については総務課が所管しているが、知事所管法人のうち警察関係の公益法人については、「知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則」(昭和44年規則第15号)により警察本部長が補助執行している。

文書課及び教育委員会総務課は、当該課において、法人の一括指導を行う「集中管理方式」を、警察本部は、警務部警務課が総括主管課となり、各法人に対する指導監督は各課で行う「分散管理方式」を採っている。

本県の公益法人を所管別にみると、表4のとおりであり、知事所管法人のうち文書課の所管する法人が420法人、警務課の所管する法人が9法人あり、さらに教育委員会総務課の所管する法人が187法人となっており、合計616法人の指導監督を行っている。

表4〔所管別公益法人数〕 (平成13年10月1日現在)

区 分	社団法人	財団法人	計
企画管理部文書課	(3) 203	(20) 217	(23) 420
教育委員会総務課	40	(1) 147	(1) 187
警察本部警務課	5	(1) 4	(1) 9
計	(3) 248	(22) 368	(25) 616

(注) 県が出資等する公益法人のうち、参考資料5に記載の法人を( )内書きした。

## 2 県が出資等する公益法人等の概要

平成13年度末現在、県が出資等する公益法人103法人（ 1 ）のうち、県が基本財産の25%以上の出資等を行い、かつ監査委員が財政的援助団体等として監査の対象としている25法人と、県が出資等する公社等5法人（ 2 ）を加えた30法人（参考資料5参照）の概要は以下のとおりである。

- （ 1 ） 国及び他府県が所管する公益法人を含んでいる。
- （ 2 ） 特別法に基づく法人である兵庫県土地開発公社、兵庫県道路公社、兵庫県住宅供給公社、社会福祉法に基づく法人である社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団、職業能力開発促進法に基づく法人である職業訓練法人西播磨情報処理人材開発財団の5法人である。

### (1) 法人の基本財産の状況

今回、対象とした県が出資等を行っている30法人のうち、法人の基本財産の規模別状況は表5のとおりであり、基本財産が1億円以上5億円未満の法人が13法人（構成比43.4%）と最も多く、10億円以上の法人が6法人（20.0%）ある反面、1千万円未満の法人も1法人（3.3%）ある。

表5〔法人の基本財産の規模別状況〕（平成13年度末現在）

区 分		1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上	計
社団・財団法人		1	2	3	11	3	5	25
公 社 等 法 人		0	2	0	2	0	1	5
合	法 人 数	1	4	3	13	3	6	30
計	構成比(%)	3.3	13.3	10.0	43.4	10.0	20.0	100.0

### (2) 法人への県の出資等比率

県の出資等比率が25%以上の法人については、地方自治法第199条第7項の規定により監査委員の監査の対象となり、県の出資等比率が50%以上の法人については、地方自治法第243条の3の規定により知事が毎事業年度その経営状況を説明する書類を作成し、議会へ提出しなければならないこととなっている。

法人に対する県の出資等比率をみると、表6のとおりであり、50%以上75%未満の法人が12法人（構成比40.0%）と最も多く、100%出資等の法人も4法人（13.3%）となっている。

表6〔法人の基本財産に対する県の出資等比率〕 (平成13年度末現在)

区 分	25%以上	50%以上	75%以上	100%	計
	50%未満	75%未満	100%未満		
社団・財団法人	9	11	3	2	25
公 社 等 法 人	1	1	1	2	5
合 法 人 数	10	12	4	4	30
計 構成比(%)	33.4	40.0	13.3	13.3	100.0

### (3) 法人の役員数

法人の役員数については、各法人の定款又は寄附行為により、当該法人の状況に応じて定められているところであるが、最も多い法人で49人、最も少ない法人で6人となっている。

1法人当たりの役員の平均数は、表7のとおり、理事17.8人、監事2.1人の合計19.9人となっており、このうちのほとんどの役員は非常勤で、役員全体の88.6%を占めている。

なお、監事については、大半が非常勤ではあるものの、常勤監事( )が置かれている法人も7法人ある。

( )週3日以上勤務する監事を常勤監事とした。

表7〔法人の役員〕 (平成14年4月1日現在)

区 分	常 勤		非 常 勤		計		1法人当たりの平均数
	社団・財団法人	公 社 等 法 人	社団・財団法人	公 社 等 法 人	社団・財団法人	公 社 等 法 人	
理 事	46	15	438	36	484	51	17.8
監 事	3	4	49	6	52	10	2.1
計	49	19	487	42	536	61	19.9

### (4) 法人の職員数

法人の職員数は表8のとおりで、職員数が20人以上50人未満の法人が11法人(構成比36.6%)と最も多く、100人以上の法人が8法人(26.7%)ある反面、5人未満の法人が2法人(6.7%)ある。

職員の最も多い法人は、社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団の1,106人であり、最も少ない法人は社団法人兵庫県プロイラー価格安定基金協会の2人である。

表8〔法人の職員数〕

(平成14年4月1日現在)

区 分	5人未満	5人以上 10人未満	10人以上 20人未満	20人以上 50人未満	50人以上 100人未満	100人以上	計
	社団・財団法人	2	1	3	10	4	
公 社 等 法 人	0	0	0	1	1	3	5
合 法 人 数	2	1	3	11	5	8	30
計 構成比(%)	6.7	3.3	10.0	36.6	16.7	26.7	100.0

(注)職員には臨時職員及び嘱託職員等を含む。

**(5) 法人への県職員等の派遣等の状況**

県は、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」(平成12年法律第50号)、「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」(平成13年条例第45号)等により、業務の全部又は一部が県の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、県がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要である公益法人等に職員を派遣しており、OB職員を含む派遣等の状況は表9、表10のとおりである。

理事等の役員については、30法人中29法人において県職員が理事に就任し、OB職員を含めると全ての法人に県職員又はOB職員が理事として就任しており、監事については24法人に県職員が就任し、OB職員を含めると28法人に監事として就任している。

また、法人の職員としては、27法人に県職員が派遣されており、OB職員を含めると29法人に派遣等が行われており、職員数に占める県派遣職員数の割合は18.2%(539人)で、OB職員を含めると20.7%(613人)となる。

なお、職員数の最も多い社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団を除いた場合、職員数に占める県派遣職員数の割合は27.2%(503人)で、OB職員を含めると31.2%(577人)となる。

表9〔法人への県職員等の派遣等法人数〕

(平成14年4月1日現在)

区 分	全体の 法人数	県職員が派 遣等されて いる法人数	県職員OB が就任等し ている法人 数	県職員又は 県職員OB のいる法人 数
理事就任の状況	30	29	21	30
うち常勤理事のみが就任	1	1	1	1
うち非常勤理事のみが就任	3	3	1	3
うち常勤・非常勤理事の双方が就任	26	25	19	26
監事就任の状況	30	24	8	28
うち常勤監事のみが就任	0	0	0	0
うち非常勤監事のみが就任	23	20	1	21
うち常勤・非常勤監事の双方が就任	7	4	7	7
職 員	30	27	14	29

表10〔法人への県職員等の派遣等人数〕

(平成14年4月1日現在)

区 分	全体 人数	うち県職員		うち県職員OB		県職員、県職員OBの計	
		人数	割合(%)	人数	割合(%)	人数	割合(%)
理 事	535	99	18.5	45	8.4	144	26.9
常 勤	61	33	54.1	21	34.4	54	88.5
非 常 勤	474	66	13.9	24	5.1	90	19.0
監 事	62	26	41.9	9	14.5	35	56.4
常 勤	7	0	0.0	7	100.0	7	100.0
非 常 勤	55	26	47.3	2	3.6	28	50.9
職 員	2,957	539	18.2	74	2.5	613	20.7

### 第3 監査の結果及び意見

#### 1 県が所管する公益法人に対する指導監督事務

公益法人に対しては、「民法」(明治29年法律第89号) 県規則等に加え、国から公益法人に対する指導監督等をより一層推進するための基準等が示されており、これらに基づき指導監督が行われている。

- ・「知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則」  
(昭和44年規則第15号。以下「県規則」という。)
- ・「教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則」  
(昭和45年教育委員会規則第7号。以下「教育委員会規則」という。)
- ・「警察関係公益法人監督事務処理要領」(昭和61年兵警務例規第1号)
- ・「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(平成8年9月20日閣議決定)
- ・「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」  
(平成8年12月19日閣僚会議幹事会申合せ)  
(上記基準及び運用指針を合わせ、以下「指導監督基準等」という。)

これら民法、県規則等及び指導監督基準等に基づき県が所管する公益法人に対する指導監督の状況について監査を実施した結果は以下のとおりである。

#### (1) 民法、県規則等による指導監督事務

##### ア 各種報告書類の提出について

所管公益法人の事業の実施状況、財務・会計の状況等の把握を行い、適切な指導監督を行うための基礎資料を得るため、民法、県規則等により、公益法人に対して事業計画書、収支予算書、事業報告書、収支計算書等の資料の提出を義務付けている。

##### (ア) 事業計画書・収支予算書の提出について

事業計画書及び収支予算書については、知事所管及び警察本部所管の法人は県規則により事業年度開始後3か月以内に、教育委員会所管の法人は教育委員会規則により年度開始前に提出することとなっているが、表11のとおり、平成13年度の事業計画書及び収支予算書を期限内に提出していない法人が半数以上あり、さらに平成14年11月末現在、未提出の法人が事業計画書で7法人、収支予算書で8法人ある。



表11〔平成13年度事業計画書・収支予算書の提出状況〕

区 分	提出書類	対 象 法人数	受 理 件 数		未提出	
			期限内	期限後		
企画管理部	事業計画書	421	419	268	151	2
文 書 課	収支予算書	421	419	268	151	2
教育委員会	事業計画書	187	182	30	152	5
総 務 課	収支予算書	187	181	30	151	6
警 察 本 部	事業計画書	9	9	9	0	0
警 務 課	収支予算書	9	9	9	0	0
計	事業計画書	617	610	307	303	7
	収支予算書	617	609	307	302	8

(イ) 事業報告書・収支計算書の提出について

事業報告書及び収支計算書については、県規則及び教育委員会規則により事業終了後3か月以内に提出することとなっているが、表12のとおり、平成12年度の事業報告書及び収支計算書を期限内に提出していない法人が半数近くあり、さらに平成14年11月末現在、未提出の法人が事業報告書で9法人、収支計算書で8法人ある。

表12〔平成12年度事業報告書・収支計算書の提出状況〕

区 分	提出書類	対 象 法人数	受 理 件 数		未提出	
			期限内	期限後		
企画管理部	事業報告書	420	417	229	188	3
文 書 課	収支計算書	420	418	230	188	2
教育委員会	事業報告書	187	181	94	87	6
総 務 課	収支計算書	187	181	95	86	6
警 察 本 部	事業報告書	9	9	9	0	0
警 務 課	収支計算書	9	9	9	0	0
計	事業報告書	616	607	332	275	9
	収支計算書	616	608	334	274	8

事業計画書・事業報告書等の各種報告書類は、法人の実態を的確に把握する上で重要な役割を果たすものであるため、期限内提出についての指導及び未提出法人についての指導を強化されたい。

## イ 立入検査について

立入検査は、法人の日常業務に接し、証拠書類、帳簿等の確認を行うことができることから、指導監督上最も有力な手段の一つとなっており、公益法人所管官庁は民法第67条第3項により、職権をもって公益法人の目的となっている事業の実施状況、財務内容、会計処理状況等について立入検査を行っている。

平成13年2月に国から、「公益法人の指導監督体制の充実等について」(平成13年2月9日閣僚会議幹事会申合せ。以下「指導監督体制の充実等通知」という。)の通知がなされ、この中で、立入検査についてはその充実を図ることが要請されている。

指導監督体制の充実等通知中、立入検査に関する主な内容

- (ア) 立入検査は少なくとも3年に1回は実施すること
- (イ) 的確な検査を行うため、検査事項を記載したチェックリストを作成すること
- (ウ) 改善事項は文書により期限を付して指示し、措置結果を求めること

上記通知に基づく公益法人所管課の取組状況及び問題点は次のとおりである。

### (ア) 立入検査回数について

指導監督体制の充実等通知に基づき、文書課等所管課は少なくとも3年に1回の立入検査を実施しており、例えば文書課の場合、平成12年度に立入検査を実施した法人が70法人であったものが、13年度は142法人とほぼ倍の法人を検査している。

また、警察本部においては、国が示した基準を上回り、全ての法人に対して毎年立入検査を実施している。

### (イ) 例規の改正について

国家公安委員会の所管事項に係る事業を目的とする公益法人の設立及び監督に関する事務処理については、「警察関係公益法人監督事務処理要領」(昭和61年兵警務例規第1号。以下、「警察要領」という。)で定められており、指導監督体制の充実等通知に基づき警察要領中、立入検査実施票(チェックリスト)の改正等、例規の整備が必要となるが、平成14年11月末現在、改正が行われていない。

警察要領の改正手続を遅滞なく行われたい。

### (ウ) 措置結果報告等について

文書課及び教育委員会総務課が平成13年度に立入検査を実施し文書で改善を求めた法人は、表13のとおり113法人で、このうち指摘事項に対する措置結果報告が未提出の法人は、平成14年11月末現在、51法人(45.1%)ある。また、指摘文書の送付が立入検査の実施から3か月以上を要しているものが見受けられた。

速やかに指摘文書を送付するとともに、措置結果の報告を求められたい。

表13〔立入検査実施状況〕

区 分	企画管理部 文 書 課	教育委員会 総 務 課	警察本部 警 務 課	計
立入検査計画法人数	143	68	9	220
実 施 法 人 数	142	64	9	215
文 書 指 摘 法 人 数	104	9	0	113
指摘事項の措置結果報告受理法人数	55	7	0	62
措置結果報告未提出法人数	49	2	0	51

#### ウ 休眠法人に対する指導について

民法第71条後段の規定により、所管官庁は、正当の事由なくして3年以上事業を行っていない法人について、その設立許可を取り消すことができることとなっている。

本県でも、引き続き3年以上事業を休止している等の法人について、実態調査、休眠法人の認定、解散指導や設立許可の取消し等の手続を定めた「休眠法人の整理に関する要綱」を制定し、休眠法人の整理促進に取り組んでいる。

同要綱に基づき文書課所管法人で休眠法人として認定している法人が平成14年11月末現在、1法人あり、設立許可の取消し手続中ではあるものの、活動を停止してから、相当の期間が経過している。

引き続き休眠状態の早期の把握に努め、休眠法人の整理について速やかに事務処理を進められたい。

## (2) 指導監督基準等による指導監督事務

### ア 事業費の総支出額に占める割合について

公益法人の定款又は寄附行為に定められている事業に要する経費（付随的に行う収益を目的とする事業費を除く。）の割合は、公益法人の趣旨から大きければ大きいほどよいとされている。指導監督基準等では、当該事業の規模は可能な限り総支出額の2分の1以上とすることが求められており、2分の1未満の法人については当該法人の実態を踏まえつつ当該事業を拡大するよう指導する必要があるとされている。

本県所管の公益法人では、表14のとおり、事業費の総支出額に占める割合が2分の1未満の法人が、616法人中294法人（47.7%）ある。

法人の実態を踏まえ、事業費の拡大について引き続き指導されたい。

- (注) 1 ここでのいう事業費とは付随的に行う収益事業を除いた事業費である。  
 2 全国の状況では、事業費の総支出額に占める割合が2分の1未満の法人は、26,183法人中13,584法人（51.9%）となっている。

表14〔事業費の総支出額に占める割合の状況〕 (平成13年10月1日現在)

区 分	企画管理部 文 書 課		教育委員会 総 務 課		警察本部 警 務 課		計	
	法人数	構成比 (%)	法人数	構成比 (%)	法人数	構成比 (%)	法人数	構成比 (%)
50%未満	69	16.4	69	36.9	0	0.0	138	22.4
25%以上50%未満	107	25.5	47	25.1	2	22.2	156	25.3
小 計	176	41.9	116	62.0	2	22.2	294	47.7
50%以上	244	58.1	71	38.0	7	77.8	322	52.3
合 計	420	100.0	187	100.0	9	100.0	616	100.0

（ 総支出額 = 事業費(付随的に行う収益事業を除く。) + 付随的に行う収益事業 + 管理費  
 + 固定資産取得費 + その他の支出 + 次期繰越収支差額となっている。 ）

### イ 管理費の総支出額に占める割合について

管理費は、理事会等の開催・運営のための経費等の事務費、(管理部門の)役員及び職員の報酬、給与等の人件費、事務所の維持管理費等公益法人運営に必要な基礎的な経費であり、指導監督基準等では、合理的な経営により管理費を可能な限り総支出額の2分の1以下に抑え、これを超える場合には、何が過大であるかを把握し、経費の削減を図るよう、適切な指導を行うこととされている。

本県所管の公益法人では、表15のとおり、管理費の総支出額に占める割合が2分の1を超える法人が、616法人中42法人（6.8%）ある。

法人の実態を踏まえ、管理費の削減について引き続き指導されたい。

(注) 全国の状況では、管理費の総支出額に占める割合が2分の1を超える法人は、26,183法人中2,778法人(10.6%)となっている。

表15〔管理費の総支出額に占める割合の状況〕 (平成13年10月1日現在)

区 分	企画管理部 文 書 課		教育委員会 総 務 課		警察本部 警 務 課		計		
	法人数	構成比 (%)	法人数	構成比 (%)	法人数	構成比 (%)	法人数	構成比 (%)	
50%以下	401	95.5	164	87.7	9	100.0	574	93.2	
50% 超	50%超75%以下	18	4.3	18	9.6	0	0.0	36	5.8
	75%超	1	0.2	5	2.7	0	0.0	6	1.0
	小 計	19	4.5	23	12.3	0	0.0	42	6.8
合 計	420	100.0	187	100.0	9	100.0	616	100.0	

### ウ 理事の構成について

指導監督基準等では、理事のうち、同一の親族(3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者)、特定の企業の関係者(役員、使用人、大株主等)、所管する官庁の出身者が占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1以下に、同一の業界の関係者が占める割合は、理事現在数の2分の1以下にするよう求められている。

本県については、表16のとおり、同一親族の理事が当該法人の理事数の3分の1を超える法人が12法人、特定企業関係者の理事が3分の1を超える法人が8法人、所管官庁である県の職員出身の理事が3分の1を超える法人が9法人、同一業界関係者の理事が2分の1を超える法人が111法人ある。

一律に指導監督基準等を適用して改善することは、直ちには困難であると思われるが、指導監督基準等で、理事の構成割合が定められている趣旨を踏まえ指導されたい。

表16〔理事の構成〕 (平成13年10月1日現在)

区 分		企画管理部 文 書 課	教育委員会 総 務 課	警察本部 警 務 課	計	
指 導 監 督 基 準	同一親族 (1/3以下)	同一親族の理事のいる法人数	18	37	9	64
		基準を超える法人数	5	7	0	12
指 導 監 督 基 準	特定企業関係者 (1/3以下)	特定企業関係者の理事のいる法人数	11	25	9	45
		基準を超える法人数	3	5	0	8
指 導 監 督 基 準	所管官庁出身者 (1/3以下)	所管官庁出身者の理事のいる法人数	96	31	8	135
		基準を超える法人数	7	1	1	9
指 導 監 督 基 準	同一業界関係者 (1/2以下)	同一業界関係者の理事のいる法人数	179	65	8	252
		基準を超える法人数	98	12	1	111

## エ 情報公開等について

公益法人は、不特定多数の者の利益の実現を目的とする非営利の法人であり、我が国の経済社会において重要な役割を担うとともに、相応の社会的責任を有していることから、自らの業務及び財務等に関する情報を自主的に開示することが求められている。

### (ア) 情報公開の実施について

情報公開については、指導監督基準等によると、定款又は寄附行為、役員名簿、事業報告書、収支計算書等の業務及び財務等に関する資料を主たる事務所に備え、原則として、一般の閲覧に供することとしているが、本県の公益法人では、閲覧のため主たる事務所に資料が整備されていない法人が、表17のとおり、616法人中43法人(7.0%)ある。

情報公開を実施するよう指導されたい。

### (イ) インターネットによる情報公開について

公益法人の情報公開の充実による業務運営の透明化及び適正化を図るため、「インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて」(平成13年8月28日付け閣僚会議幹事会申合せ)が国から通知され、所管官庁は、関係公益法人に対し、可能な限り平成13年中を目途に最新の業務及び財務等に関する資料をインターネットにより公開するよう要請することとされた。

本県でも、所管公益法人に対して、ホームページの開設による業務、財務等に関する資料の情報開示を要請しているが、ホームページを開設していない法人が、表17のとおり、616法人中472法人(76.6%)ある。

所管公益法人の規模が様々である現状を鑑みると、一律に適用するのは困難であると思われるが、業務及び財務等に関する資料をインターネットにより公開するよう引き続き要請されたい。

(注) 全国の状況では、ホームページを開設していない法人は、26,166法人中19,117法人(73.1%)となっている。

表17〔情報公開及びホームページ開設の状況〕

区 分		企画管理部 文 書 課		教育委員会 総 務 課		警察本部 警 務 課		計	
		法人数	構成比 (%)	法人数	構成比 (%)	法人数	構成比 (%)	法人数	構成比 (%)
情 報 公 開	あ り	418	99.5	147	78.6	8	88.9	573	93.0
	な し	2	0.5	40	21.4	1	11.1	43	7.0
ホー ム ペー ジ	開 設	132	31.4	9	4.8	3	33.3	144	23.4
	未開設	288	68.6	178	95.2	6	66.7	472	76.6

- (注) 1 情報公開については、平成13年10月1日現在の実施状況について記載した。  
 2 ホームページについては、平成14年1月1日現在の開設状況について記載した。

### オ 互助・共済団体等における外部監事の導入について

構成員相互の利益を図ることを主たる目的(事業)とした互助会、共済会、同窓会等の互助・共済団体等の法人については指導監督基準等により、外部の者を監事とすることが特に求められている。

本県においては、互助・共済団体等に該当する24法人のうち、表18のとおり、外部の者を監事としていない法人が21法人ある。

互助・共済団体等の法人に対し、外部監事の導入に向けて、引き続き指導されたい。

表18〔外部監事導入状況〕 (平成13年10月1日現在)

区 分		企画管理部 文 書 課	教育委員会 総 務 課	警察本部 警 務 課	計
外部監事制度	あり	2	0	1	3
	なし	5	16	0	21

## 2 県が出資等する公益法人等に対する指導監督事務

平成13年度、14年度に県が出資等する公益法人等で、経理面の不正事件が発生し、県の法人に対する指導監督と法人内部のチェック体制が問われている。

このことから、県が出資等する公益法人等（30法人）に対する主務課の会計面の指導監督状況と法人自体の内部チェック体制、とりわけ内部統制（内部けん制制度及び内部監査制度）が有効に機能しているか等について監査等を実施した結果は以下のとおりである。

### (1) 主務課の指導監督事務

#### ア 会計面の指導監督について

各主務課の監査を実施したところ、法人に対する指導監督は、県委託事業、補助事業等の事業内容等、経営面の指導監督が中心となっており、法人の会計面についてこれまで指導を行ってきた主務課はごく少数であり、多くは法人の自主性に委ねている。

#### イ 県関係団体会計事務指導・支援マニュアルについて

今回、一連の不祥事等を契機として、県は、県関係団体の現地調査を行い、その結果等を踏まえて平成14年10月に「県関係団体会計事務指導・支援マニュアル」を作成し、これを関係各主務課に配布し、県が出資等する公益法人等その他県関係団体の会計事務等について指導・支援を行うこととしている。平成14年12月の主務課監査の時点では、決算時期との関係等もあり、法人に対する会計面での具体的な指導はまだ行われていなかった。

主務課においては、「県関係団体会計事務指導・支援マニュアル」を積極的に活用し、法人に対する効果的な指導に努められたい。



## (2) 法人の内部統制等

内部統制の概念は、一般的に、内部けん制制度と内部監査制度から成るものと解されている。

内部けん制制度とは誤びゅうや不正を防止するため1つの業務を一人の担当者の支配下に置かず、二人以上の担当者に分担させること等により業務執行過程でチェック機能を働かせることであり、内部監査制度とは、監事による法人に対する会計監査及び業務監査である。

### ア 内部けん制制度について

法人役員のうち、理事は民法上、法人を代表するとともに、法人の業務の執行機関として法人の運営上重要な役割を担っていることから、内部けん制制度の整備と運用は理事によって行われている。

今回、対象とした30法人に対して、誤びゅうと不正防止の観点から調査を実施したところ、おおむね内部けん制制度は機能しているが、以下の留意点等が見受けられた。

### (ア) 職場研修について

内部けん制制度の柱であるチェック機能が円滑に機能するためには、組織の長や職員が高いモラルや倫理観を持つことが必要である。大半の法人では不祥事防止のための研修をはじめモラルや倫理観の向上のための研修が行われていない。

法人単位、職場単位での研修を実施するよう指導されたい。

### (イ) 経理担当職員等の長期在職について

一定の業務を1人の職員の絶対的支配下に置かないような仕組みを作ることは内部けん制制度の基本となることから、経理担当職員等の長期在職の状況について調査したところ、経理担当職員等が5年目以上の長期在職となっている法人が、対象とした30法人のうち、表19のとおり22法人あり、中には20年以上の長期在職となっている法人も7法人ある。

長期在職が即不祥事に結びつくものではないが、不祥事の多くが引継ぎ時に発覚していること等から、ある一定の年限で職員の異動を行い、職員が同一職場で同一業務を長期間担当することを避ける措置が望まれる。

なお、諸般の事情により経理担当職員等の異動が困難な場合は、内部けん制体制を担保するため、定期的あるいは随時に理事等による業務検査を行うよう法人を指導されたい。

表19〔経理担当職員等の長期在職状況（継続年数）〕

（平成14年4月1日現在）

区 分	5年目以上		10年目以上		15年目以上		20年目以上		計	
	10年目未満		15年目未満		20年目未満					
	法人数	人数	法人数	人数	法人数	人数	法人数	人数	延法人数	人数
社団・財団法人	11	26	8	13	4	9	7	11	(17)30	59
公 社 等 法 人	3	9	3	4	1	1	0	0	(5) 7	14
合 計	14	35	11	17	5	10	7	11	(22)37	73

（注）延法人数欄に実法人数を（ ）内書きした。

## （ウ） 会計事務等について

会計事務等における内部けん制上の問題点は以下のとおりである。

### a 銀行印の保管等

銀行印と通帳について、それぞれ別の保管責任者を定め、金庫等鍵のかかる場所で別保管することが望ましいが、多くの法人はこれを行っていない。

普通預金の出金に当たり、担当者が出金用紙を作成し、決裁後、出納主任等責任者が銀行印を押印することが望ましいが、同一担当者が押印を行っている法人がある。

銀行印として、出納印だけでなく出納役等責任者の個人印を副印として一緒に登録を行うことが望ましいが、多くの法人はこれを行っていない。

### b パソコン・バンキング等

支払い方法の多様化により、パソコン・バンキング、ファックス・バンキングにより、業者等への支払いを行っている法人が増加している。

しかしながら、小切手や普通預金による出金に比べ、手続を簡略化し過ぎ、担当者のみで出金手続を完結させている法人がある。

### c 物品の発注

消耗品、事務用品の発注に際して、法人としての意思決定をとらず、担当者がざりで電話やファックス等により発注している法人がある。

### d 月次残高の照合

不祥事の防止については、担当職員以外の管理監督職員等が、普通預金及び定期預金等残高と元帳・試算表等との照合を毎月、定期的に行うことが望ましいが、これを行っていない法人がある。

#### e 法人支部の検査・指導

会計機能のある支部を持つ法人については、法人本部から支部への検査・指導を行うことが望ましいが、これを行っていない法人がある。

会計事務等に係る内部けん制上の問題点について法人を適切に指導されたい。

内部けん制制度の整備と運用については、理事がその責任を負っているものであり、誤びゅうや不正防止等のため、今後も内部けん制制度の機能向上に努めるよう指導されたい。

#### イ 内部監査制度について

内部統制のもう一方の柱である内部監査制度の整備は理事の責務ではあるものの、その運営は監事によって行われている。

監事は、民法上、法人の会計、財産、理事の業務執行等の状況を監査するために法人役員として任意に設置することができるが、指導監督基準等では必置とするよう求められている。

監事は主として会計監査（計算書類の監査）と業務監査（職務執行の監査）を実施することとなっている。

内部監査制度のうち監事による会計監査等について調査した結果は次のとおりである。

調査対象とした30法人のうち、専任の監事を置いている法人は8法人であり、残りの22法人は他に本務の職を持つ兼務の監事のみとなっている。

監事が行う決算監査の時間は表20のとおりであり、決算監査の実施時間が2時間未満の法人が半数以上の17法人であり、3時間未満では27法人と大半を占めており、1時間未満の法人も3法人ある。

監事が中間監査を行っている法人は表21のとおり5法人であり、例月（毎月）監査を行っている法人は8法人で、残りの18法人（ ）は年1回の決算監査のみである。

（ ）中間監査と例月監査を両方行っている法人が1法人あるため、残りが18法人となる。

監事の職務は、会計監査と業務監査に分かれるが、会計監査は業務監査と異なり法人の日々の取引、会計処理が適正に行われていることを検証することであり、そのため多大の時間を要すると思われるが、上記 、 、 にあるように、法人の多くの監事が兼務の監事であること等から、現状は会計監査等に多くの時間を充てることができていない。

会計監査の充実に資するため、監事の専任化等監事の職責を全うできる体制づくりについて検討するよう指導されたい。

表20〔監事による決算監査実施状況〕

区 分	1時間未満	1時間以上 2時間未満	2時間以上 3時間未満	3時間以上 4時間未満	4時間以上	計
	3	11	8	1	2	
社団・財団法人	0	3	2	0	0	5
公 社 等 法 人	3	14	10	1	2	30
合 法 人 数	10.0	46.7	33.3	3.3	6.7	100.0
計 構成比(%)						

(注) 平成14年度に実施した平成13年度決算監査時の状況について記載した。

表21〔監事による中間監査・例月監査実施状況〕

区 分	中間監査		例月監査	
	有	無	有	無
社団・財団法人	5	20	5	20
公 社 等 法 人	0	5	3	2
合 法 人 数	5	25	8	22
計 構成比(%)	16.7	83.3	26.7	73.3

(注) 平成14年度の状況について記載した。

## ウ 外部監査について

外部監査については指導監督体制の充実等通知の中で、「各府省は、資産額が100億円以上若しくは負債額が50億円以上又は収支決算額が10億円以上の所管公益法人に対し、公認会計士等による監査（外部監査）を受けるよう要請する。」とあり、これを受けて国は都道府県に対し同様の措置を講ずるよう要請している。

今回、調査対象の30法人のうち、公益法人は25法人であるが、この基準に該当するものが平成13年度決算ベースで14法人となっており、うち外部監査を受けている公益法人は1法人のみである。

なお、表22のとおり調査対象の30法人ベースでは、他に公認会計士による検査（ ）を受けている法人も2法人あり、公認会計士・税理士による会計指導・税務指導等を受けている法人は23法人である。

( ) ここでは、対象期間を数か月程度に限定し、その期間のみの監査を行い、その期間については適正であるとの監査証明を受けているものを検査とした。

外部監査の実施については、費用等の問題があり、全ての法人に導入することは困難であると思われるが、公認会計士等による外部監査あるいは検査を受ける方向で検

討するよう指導されたい。

表22〔公認会計士等による外部監査等実施状況〕

区 分		外部監査実施		公認会計士による 検査実施		会計指導実施 (公認会計士又は税理士)	
		有	無	有	無	有	無
社団・財団法人		1	24	0	25	20	5
公 社 等 法 人		0	5	2	3	3	2
合	法 人 数	1	29	2	28	23	7
計	構成比(%)	3.3	96.7	6.7	93.3	76.7	23.3

(注) 平成14年度の状況について記載した。

### 3 意見

#### (1) 県が所管する公益法人に対する指導監督事務

公益法人は、我が国の経済社会において重要な役割を担うに至っており、今後ともその活動の適切な発展を図っていくことが、県民の福祉の増進にもつながることから、所管官庁による各法人に対する適切な指導監督が求められている。

本報告書では、公益法人の指導監督上問題となる点を記述したが、これらを踏まえ、より一層適切な指導監督が行われることを望むものである。

#### (2) 県が出資等する公益法人等に対する指導監督事務

本報告書では、県が出資等する公益法人等30法人に対する指導監督事務について監査等を実施した結果を記載しているが、他の都道府県及び本県の不祥事件を例に出すまでもなく、法人に対する県の指導監督と法人における内部統制の強化が求められている。

以下、監査結果と重複する部分もあるが、県が出資等する法人の指導監督と内部統制について、特に検討及び指導等を求めるものについて記載する。

ア 主務課はこれまでのところ法人の経営面を中心に指導を行っているが、今後は会計面についても「県関係団体会計事務指導・支援マニュアル」を積極的に活用し、効果的な会計指導に努める必要がある。そのため、複式簿記を前提とする公益法人会計等の会計事務について有効な研修体制を構築されたい。

イ 法人の内部統制の強化のためには、一つの柱である内部けん制制度についての責任を負っている理事の役割が重要である。法人に対する今回の調査で、理事自ら内部けん制について高い意識を持っている法人ほど、職員もまた内部けん制に対する高い意識を持って事務処理を行っていることがうかがわれたことから、理事の内部けん制に対する意識が更に醸成されることを期待するものである。

ウ 内部けん制を確保する有効な方策として職員の配置転換等があるが、小規模な法人では職員数のうえから配置転換等により相互けん制を行うことは困難である。平成15年度で一部の法人間で事務局の一元化が図られており、この成果を参考として、小規模法人における事務局又は事務の一元化又は共同化について、業務の類似性や地域性も考慮しつつ、導入の可否につき検討のうえ指導されたい。

エ 内部統制のもう一つの柱である内部監査制度は法人の監事によって運営されており、このうち会計監査は法人の適正な業務運営を担保するうえで大きな役割を担っているが、本報告書に記述したとおり、法人の監事の多くが兼務の監事であり、このことが主たる理由であると思われるが、監事による決算監査の時間は非常に短く、また、監

事が例月（毎月）等監査を実施している法人も少ない状況となっている。

また、今回調査対象とした30法人には監事の事務を補助する職員は配置されておらず、監事が直接法人の監査を執行している。

このような状況での内部監査制度の強化のための方策として、法人に複数人設置されている監事の1人を専任化（週3日程度の常勤化）すること（小規模法人にあっては、同一人を複数法人の監事とすることにより専任化に近い形を採る方法もあると思われるので、併せて検討のこと）

監事の専任化が困難な場合、法人の職員に監事の事務を補助させること

等により監事監査の充実を図り、重い責任を担っている監事の職責を全うできる体制づくりについて検討のうえ指導されたい。

以上、今回の監査結果及び意見が十分に生かされ、文書課等所管課、主務課による法人に対する適切な指導監督によって、公益事業の充実、内部統制機能の向上等が図られ、健全で円滑な法人運営が図られることにより、県民福祉の向上と増進に一層寄与することを望むものである。

## 参考資料

### 1 公益法人の設立年度別状況と推移

〔公益法人の設立状況〕 (平成13年10月1日現在)

設立許可年代	社団法人		財団法人		計	
	法人数	構成比 (%)	法人数	構成比 (%)	法人数	構成比 (%)
昭和20年以前	15	6.0	27	7.3	42	6.8
昭和21～30年	39	15.7	19	5.2	58	9.4
昭和31～40年	26	10.5	30	8.1	56	9.1
昭和41～50年	52	21.0	86	23.4	138	22.4
昭和51～60年	52	21.0	88	23.9	140	22.7
昭和61～平成7年	46	18.5	89	24.2	135	21.9
平成8年以降	18	7.3	29	7.9	47	7.7
計	248	100.0	368	100.0	616	100.0

〔各年度末公益法人数の推移〕

区 分	社団法人	財団法人	計
平成9年度	243	385	628
平成10年度	245	380	625
平成11年度	251	377	628
平成12年度	250	369	619
平成13年度	248	368	616

(注) 各年度末現在の状況について記載した。

〔設立許可の状況〕

区 分		平成11年度	平成12年度	平成13年度
企画管理部文書課	社団法人	7	1	0
	財団法人	3	2	0
教育委員会総務課	社団法人	0	0	0
	財団法人	2	0	0
警察本部警務課	社団法人	0	0	0
	財団法人	0	0	0
計		12	3	0



## 2 公益法人の事業種類

〔公益法人の事業種類〕

(平成13年10月1日現在)

区 分	社団法人		財団法人		計	
	法人数	構成比(%)	法人数	構成比(%)	法人数	構成比(%)
振興・奨励	59	23.8	217	59.0	276	44.8
指導・育成	219	88.3	151	41.0	370	60.1
調査・研究	68	27.4	81	22.0	149	24.2
普及・広報	46	18.5	48	13.0	94	15.3
検査・検定	7	2.8	4	1.1	11	1.8
交 流	25	10.1	19	5.2	44	7.1
共 済	6	2.4	13	3.5	19	3.1
施設の運営	24	9.7	172	46.7	196	31.8
そ の 他	66	26.6	39	10.6	105	17.0
計	520	-	744	-	1,264	-

(注) 1 構成比は、指導対象法人数に対する百分率で記載した。

2 複数の性格を持つ法人があるため、公益法人数の合計とは一致しない。

## 3 公益法人の事業規模

〔公益法人の事業規模(年間支出額)〕

(平成13年10月1日現在)

区 分	1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上	計
	社 団 法 人	27	85	39	62	21	14
財 団 法 人	74	79	29	94	35	57	368
合 法 人 数	101	164	68	156	56	71	616
計 構成比(%)	16.4	26.6	11.1	25.3	9.1	11.5	100.0

## 4 県所管公益法人への県の出資等の状況

〔県所管公益法人への県の出資等の状況〕

(平成13年度末現在)

区 分	知事所管		教育委員会所管		計	
	法人数	出資等額 (千円)	法人数	出資等額 (千円)	法人数	出資等額 (千円)
社 団 法 人	6	401,000	1	850,000	7	1,251,000
財 団 法 人	42	33,401,808	3	519,080	45	33,920,888
計	48	33,802,808	4	1,369,080	52	35,171,888

(注) 知事所管には警察本部所管分を含む。

## 5 県が出資等する公益法人等の状況

〔監査の対象とした30法人の状況〕

(平成13年度末現在)

指導対象県出資法人	基本財産 (千円)	県出資等額 (千円)	県出資等 比率(%)	主 務 課
(財)21世紀ひようご創造協会	2,600,000	2,010,000	77.3	企画管理部総務課
(財)兵庫県ヒューマンケア研究機構	202,150	66,000	32.6	県民生活部課長(健康福祉政策担当)
(財)兵庫県人権啓発協会	102,700	50,000	48.6	県民生活部課長(人権担当)
(財)兵庫県青少年本部	55,000	42,000	76.3	県民生活部こころ豊かなづくり課
(財)兵庫県高齢者生きがい創造協会	73,050	19,000	26.0	県民生活部長寿社会課
(財)兵庫県環境クリエイトセンター	400,000	100,000	25.0	県民生活部環境整備課
(財)兵庫県中小企業振興公社	80,000	80,000	100.0	産業労働部経営支援課
(財)兵庫県勤労福祉協会	15,000	10,000	66.6	産業労働部労政福祉課
(財)ひようご科学技術協会	4,200,000	4,000,000	95.2	産業労働部科学技術課
(財)兵庫県国際交流協会	500,000	500,000	100.0	産業労働部国際政策課
(財)阪神・淡路産業復興推進機構	136,000	67,000	49.2	産業労働部・農林水産部課長(産業構造政策担当)
(財)ひようご農村活性化公社	1,040,433	343,340	32.9	農林水産部総合農政課、普及教育課
(社)兵庫県農業会館	918,000	280,000	30.5	農林水産部農林経済課
(社)兵庫県プライス-価格安定基金協会	161,100	50,000	31.0	農林水産部畜産課
(社)兵庫県森と緑の公社	9,730	5,000	51.3	農林水産部林務課
(財)兵庫県営林緑化労働基金	126,000	80,000	63.4	農林水産部林務課
(財)兵庫県建設技術センター	300,000	200,000	66.6	県土整備部技術管理室
(財)兵庫県下水道公社	155,000	77,500	50.0	県土整備部下水道課
(財)兵庫県都市整備協会	102,000	60,000	58.8	県土整備部市街地整備課
(財)淡路花博記念事業協会	100,000	55,000	55.0	県土整備部公園緑地課
(財)兵庫県住宅建築総合センター	20,000	10,000	50.0	県土整備部建築指導課
(財)阪神・淡路大震災記念協会	250,000	100,000	40.0	復興本部復興企画課
(財)阪神・淡路大震災復興基金	20,000,000	13,330,000	66.6	復興本部復興推進課
(財)兵庫県体育協会	561,879	366,080	65.1	教育委員会事務局体育保健課
(財)暴力団追放兵庫県民センター	1,500,000	1,100,000	73.3	警察本部暴力団対策第一課
(社福)兵庫県社会福祉事業団	11,000	10,500	95.4	県民生活部障害福祉課
(職訓)西播磨情報処理人材開発財団	140,000	50,000	35.7	産業労働部能力開発課
兵庫県土地開発公社	105,000	105,000	100.0	県土整備部用地課
兵庫県道路公社	54,176,000	54,176,000	100.0	県土整備部高速道路室
兵庫県住宅供給公社	15,000	8,000	53.3	県土整備部住宅地課